

vol.145

2018.2

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【秋田県警察学校生徒寮】

CONTENTS

完成施設紹介【秋田県警察学校生徒寮】	2～3
公共建築月間イベント 「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催しました	4
平成29年度「営繕行政セミナー」を実施しました	5
施設の満足度調査を行いました	6
保全ニュースとうほく 平成29年度 保全実態調査の結果（東北版）について	7～9
防災アシスト情報	10～11

完成施設紹介

【秋田県警察学校生徒寮】

秋田県警察学校は、JR 秋田駅から南西に約4 km の閑静な住宅地に位置しています。今回完成した生徒寮は、積極的な登用による女性警察官の増加から、既存の生徒寮での対応が困難になり、新たに18室を女性生徒寮として整備したものです。新設された女性生徒寮は、順次建て替え計画のある秋田県警察学校の第Ⅰ期工事としての建物であり、女性入校者等への教育の充実、より良い訓練・生活環境の向上等、これまで以上の水準の高い女性警察官の育成が期待されています。長期にわたる工事でしたが、入居官署の皆様、近隣の皆様のご協力のもと、平成26年度の事業計画から約4年の歳月を経て、この度、施設が完成しました。

【設計概要（平面・空間構成）】

平面計画は、1階に集会室、浴室等、2・3階に寮室を配置するなど、共有スペースと個人スペースの明確なゾーニングを行い、生徒のプライバシーを確保しながら集団生活を意識でき、コミュニケーションが図れる空間作りを行っています。また、女性生徒寮ということから、外部からの視線を遮るなどの生活空間への配慮や、錠前とカードリーダーによる二重セキュリティの採用など、防犯・安全性を念頭に置いた設計としています。加えて、LED照明、潜熱回収型ガス給湯器、寮室の外部サッシュに高性能複層ガラス(Low-e ガラス)の採用など、造り付け家具等の木材活用と併せて、環境に優しい施設整備を行っています。



〔1階 集会室〕 床材は天然木複合フローリング張り、壁は壁紙張り、腰壁に天然木練付合板を採用し、積極的な木材活用を図っています。また、床には8畳の大きさの縁無しの畳を設け、意図的に「和」と「洋」を混在させ、和らぎと温もりのある空間を演出しています。



〔2・3階 寮室〕 1部屋の大きさは約7㎡。個人のプライバシーを確保しながら、集団生活や管理面を考慮して間仕切り壁は、上部開放型の鋼製パーテーションを採用しています。



〔2・3階 自習室〕 各フロアに2箇所ある自習室。1フロア9人分の自習机の他に、共同で使用できる棚も備え、寮生の学習意欲の向上を図っています。



〔2・3階 情操教室〕 談話室と共用となる情操教室。秋田美人を表す「こまち」のイメージから、秋田新幹線に採用された「あかねいろ」を壁の色彩に採用。女性らしい空間としています。

【設計概要（外観・外構計画）】

鉄筋コンクリート造の3階建てとすることで既存の構内施設にボリュームを合わせています。屋根形状は無落雪とする陸屋根形状とし、屋根防水はアスファルト防水（断熱）工法としています。また、外壁の仕上げは、既存施設との調和を図り、落ち着いたあるベージュ系の複層仕上塗材とすると共に、外壁開口部となるアルミ製建具は、空調負荷を考慮し必要最小限の大きさとしています。



〔外観 西側〕 外壁はシンプルな構成の中にも凹凸部を設け、色彩を変えることで単調となる壁面にアクセントを与えています。写真左側のフェンスに囲まれた3つの大きい設備機器はガスヒートポンプ用の屋外機。その右側が潜熱回収型ガス給湯器。外構整備は将来計画があるため、砂利敷きとするなど必要最小限としています。



〔外構南側植栽〕
玄関入り口脇の緑化。学校敷地内の低木樹木と同じサツキツツジを植込みに採用。集会室のテラスサッシュから芝生面に出ることも可能とし、多目的に利用できるようにしています。

【施設概要】

施設名：秋田県警察学校生徒寮
場所：秋田県秋田市新屋勝平台9-2
構造・規模：鉄筋コンクリート造
地上3階建
建築面積：230㎡
延床面積：687㎡

電力設備：電灯設備

動力設備

通信設備：構内交換設備

情報表示設備

拡声設備

テレビ共同受信設備

防犯・入退室管理設備

自動火災報知設備

空調設備：空気調和設備

換気設備

自動制御設備

衛生設備：衛生器具設備

給水設備

排水設備

給湯設備

ガス設備

設計：東北地方整備局営繕部

株式会社ニュージェック

監理：東北地方整備局盛岡営繕事務所

株式会社恒谷汲川建築設計事務所

施工：山科建設株式会社（建築）

本荘電気工業株式会社（電気）

山二施設工業株式会社（機械）

工期：平成28年10月17日～

平成29年11月24日

公共建築月間イベント

「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」

を開催しました！

「公共建築の日」及び「公共建築月間」イベントとして、広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層生活に密着したより良い公共建築を目指すという考えのもと、11月に「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催しました。〔主催：「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベント実行委員会、共催：「公共建築の日」及び「公共建築月間」東北地方協力支援会議〕

【巡回建築パネル展】

今年度のテーマを「公共建築関連事業の紹介」と題し、東北6県・仙台市および東北地方整備局の取組事例と実行委員会の構成機関の事業等をまとめたパネル展を開催しました。

10月30日から12月1日のうちそれぞれ1週間を展示期間として、各県・市の施設のホールや展示室などを会場として展示を行い、多くの方々にご覧いただく機会となりました。



〔巡回建築パネル展 開催状況〕

【施設見学会】



〔石巻港湾合同庁舎（国施設）〕

11月9日(木)に、「津波被災施設の再建」と題し、石巻市内の石巻港湾合同庁舎（国施設）・石巻合同庁舎（宮城県施設）を中心に施設整備にかかる事業紹介・現地見学を行いました。当日は、公共建築に興味を持つ学生など39名の参加があり、参考見学施設の道の駅上品の郷を含めた3施設を訪れることで、多くの人が利用する公共建築物として、各施設における設計方針や施設整備の取組などに触れていただきました。

参加者からは、「震災の教訓をふまえて建物が設計されている」「ハード面での津波に対する対策や意識が強くなっていると感じた」「東日本大震災時の被害状況と併せて紹介があったので、大変納得がいった」等のご意見もいただき、大変好評でした。



〔石巻港湾合同庁舎(国施設) 見学状況（左：外壁・浸水高さ表示、中：屋上避難スペース、右：機械室）〕

平成29年度「営繕行政セミナー」を実施しました

東北地方整備局営繕部では、平成 29 年 10 月 31 日 (火)～11 月 2 日 (木) の 3 日間、東北地方整備局多賀城研修所において、「公共建築物における環境対策」をテーマとした研修「営繕行政セミナー」を実施しました。

本研修には、東北地方整備局職員のほか、東北各県の地方公共団体で営繕業務を担当されている職員の方々にも参加いただいております。今回は 19 団体から 27 名の参加がありました。

研修テーマについては、毎年、東北各県及び仙台市の営繕職員の方々からご意見やご要望を事前に頂き、営繕業務を担当されている職員の方々の一助となるものを選定しています。今回の講義内容についても、建築物省エネ法の改訂概要、官庁営繕における環境対策、東北地方整備局における環境負荷低減対策の取り組み事例の紹介など、より実務に役立つ講義を盛り込みました。

整備局における省エネ事例紹介の講義では、具体的な整備事例の紹介だけでなく、整備後の効果検証に関する説明もあったため、聴講生の皆さんからは、とても分かり易く今後の事業において検討していきたいなどと、好評でした。

平成 29 年度営繕行政セミナー日程

1 日目	オリエンテーション
	講話
	建築物省エネ法
	石巻港湾合同庁舎の整備概要 BA (ビルディングオートメーション) システムのセキュリティについて
2 日目	東北地方整備局における省エネルギー事例
	官庁営繕の環境対策
	公共建築物における木材利用
	施設見学 (石巻港湾合同庁舎)
3 日目	ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)
	意見交換

2 日目には、高度な環境負荷低減技術を多数導入するとともに、石巻市の防災備蓄倉庫を最上階に合築し、津波避難ビルとしての役割も果たす石巻港湾合同庁舎を見学しました。聴講生の皆さんからは、前日に整備概要を聞いていたため、現地では詳細な部分まで確認できた。また、実際の建物を見ながら、様々な取り組み内容の説明を聞くことができ、より理解が深められたと、こちらも好評でした。

今後も、参加者皆さんの実務に役立つ研修を開催していきたいと考えております。

地方公共団体からの参加者

県名	参加者所属団体
青森県	青森県
岩手県	岩手県、盛岡市、北上市、陸前高田市、奥州市、大槌町
宮城県	仙台市、大崎市、蔵王町、柴田町
秋田県	秋田県、横手市、鹿角市
山形県	山形県、米沢市
福島県	福島県、福島市、いわき市



講義の様子



施設見学

施設の満足度調査を行いました

平成 27 年度完成 仙台合同庁舎 B 棟

本調査は、官庁施設の利用者に対するアンケート調査等により、施設に関する種々の満足度等が、施設の総合的な満足度に与える影響を定量的に把握するとともに、企画・設計段階へのフィードバックを行うことにより、官庁施設の改善及び顧客満足度の向上を図ることを目的としています。

対象は東北地方整備局営繕部が整備を担当した施設のうち、新築（使用開始）から 1 年以上が経過した合同庁舎や窓口業務がある官署の庁舎などとしています。

■今年度の調査施設・調査概要

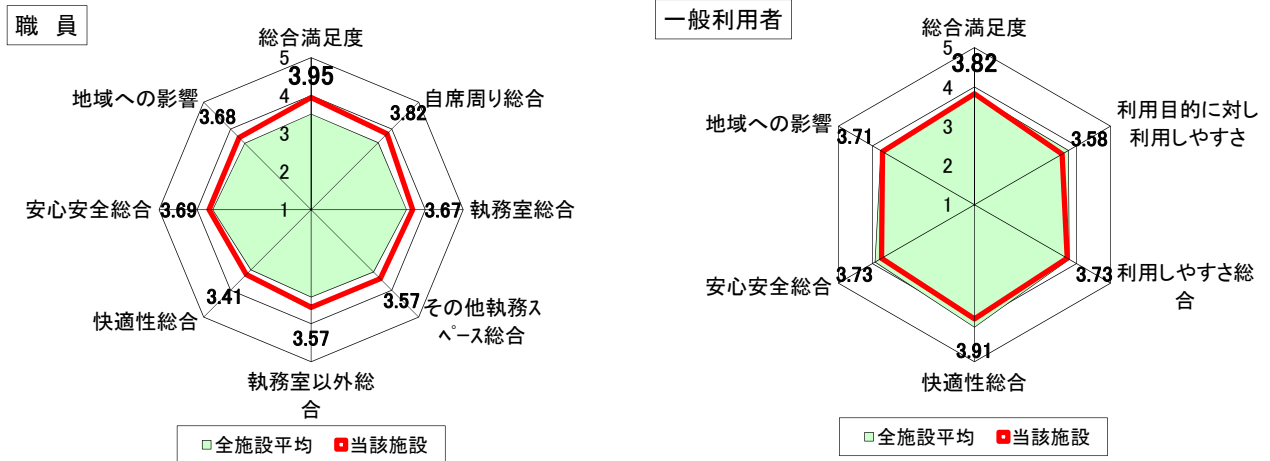
施設名：仙台合同庁舎 B 棟（平成 27 年度完成 宮城県仙台市青葉区）
入居官署：東北財務局、東北管区警察局、東北経済産業局、東北地方整備局
調査時期：平成 29 年 8 月～9 月
調査方法：アンケート（項目別の 5 段階評価、不満点等の記載）
回答状況： 職員 回答数 708（回答率 52%）
一般利用者 回答数 345（回答率 48%）

■アンケート調査の結果

項目別の満足度※のうち、総合的な印象として施設に満足しているかを尋ねた「総合満足度」については、職員は過去に調査した全施設の平均を上回る 3.95 となり、一般利用者は全施設平均と同程度の 3.82 という結果になりました。

そのほか、分野別の総合的な満足度は下のグラフのようになっています。

※満足度：5 段階評価の平均値（5 が最高）



総合満足度の評価から全体としては概ね良好な評価をいただきました。

個別の設問では、施設までの交通の便や執務室の照明環境などについて、高い評価をいただきました。

対して、施設内の案内表示の分かりやすさ（表示位置、数）、既存施設の敷地内に増築したことによる駐車場の駐車台数の不足・使い勝手について、また、全国的な取り組みである冷暖房の省エネ運転を行う中で、快適性をどう確保するかについては本施設でも課題となりました。

調査で得られた課題については、改善に向けた取り組みを続けていきます。

今後も本調査のほか、改善のための取り組み等を行う際は、御協力をよろしく願います。

保全ニュースとうほく

平成29年度 保全実態調査結果（東北版）について

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、平成29年度の保全実態調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、すべての国家機関の建築物等に対して実施しています。このたびは、東北地方整備局管内の保全実態調査の結果の概要及び、特に重要な点について報告します。

東北地方整備局管内では、調査対象施設1,338施設中、1,315施設から回答いただきました。調査実施施設の内訳は、庁舎（合同庁舎等及び一般事務庁舎）が約56%、その他（教育研修施設、矯正施設、自衛隊等）が約11%、宿舍が約33%となっています。（表-1参照）施設数は、廃止・取り壊し等により75施設の減になっています。各施設の主要な建築物を経年別に分類すると、庁舎の58%、その他の47%、宿舍の44%が建築後30年を経過しています。

表-1 調査実施施設数(用途別)

庁舎	736 施設	(56.0%)
その他	145 施設	(11.0%)
宿舍	434 施設	(33.0%)
計	1,315 施設	(100.0%)

※未報告を除く

建築後30年前後には大規模修繕や設備機器の更新等が必要となり、施設の運用・管理に要する費用が増大するため、中長期保全計画に基づいた、より計画的な対応が必要となります。

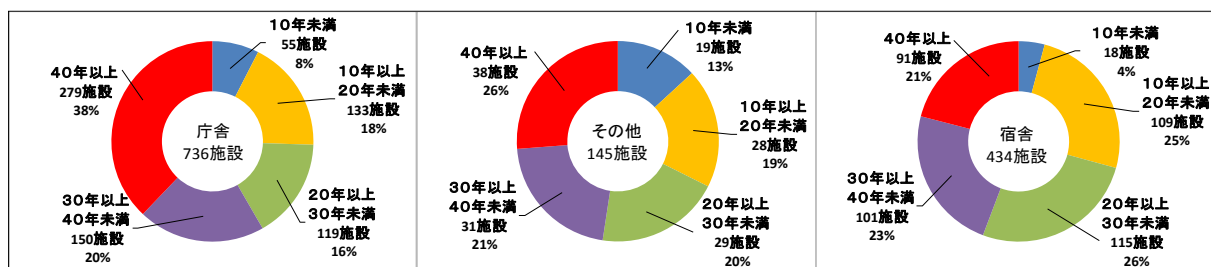


図-1 経年別施設数

保全実態調査の調査項目は、保全実態調査要領から「①保全の体制、計画及び記録等」、「②点検等の実施状況」、「③施設の状況」となっています。このうち東北地方整備局が特に重点的な保全指導に取り組んできたのが「①保全の体制、計画及び記録等」の各項目の取組み状況の改善です。

保全体制及び計画は次の5つの項目で評価します。

(保全の体制)

- ・「施設保全責任者」の配置

(計画及び記録等)

- ・ 計画 : 「中長期保全計画書の作成」、「年度保全計画書の作成」
- ・ 記録 (保全台帳) : 「点検及び確認結果の記録」、「修繕履歴の作成」

それでは各項目の結果について説明します。

1. 施設保全責任者の配置

施設保全責任者の配置状況は毎年度増加傾向にあり、目標の100%にあとわずかの状況です。平成29年度調査でも調査回答1,315施設のうち20施設(1.5%)で「定めていない」状況でした。

各省各庁の長には、国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領において、施設保全責任者を定めることになっておりますので、定めていない施設は平成29年度内に定め、平成30年度に実施予定の保全実態調査ではすべての施設で施設保全責任者を定めた旨を回答いただけるよう取組みをお願いします。

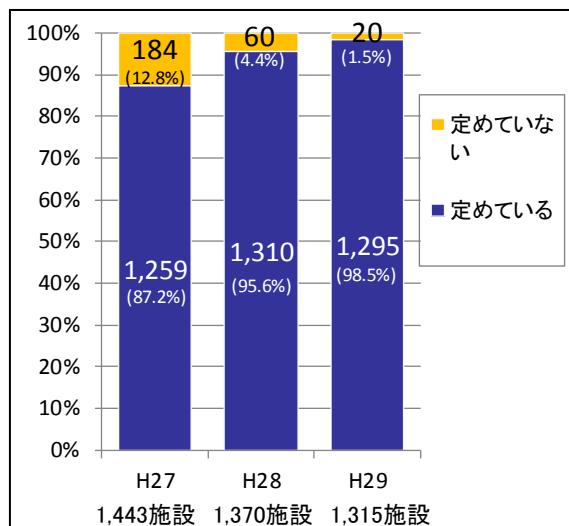


図-2 施設保全責任者の配置

2. 保全計画の作成 (中長期保全計画、年度保全計画)

保全計画には、中長期保全計画と年度保全計画の2つがあります。

中長期保全計画については、「作成している」が平成28年度調査890施設(65.0%)から平成29年度調査976施設(74.2%)と改善しました。また、「一部作成している」が272施設(20.7%)、「作成していない」が67施設(5.1%)でした。

年度保全計画については、「作成している」が平成28年度調査932施設(68.0%)から平成29年度調査1,079施設(82.1%)と大幅に改善しました。また、「一部作成している」が159施設(12.1%)、「作成していない」が77施設(5.9%)でした。

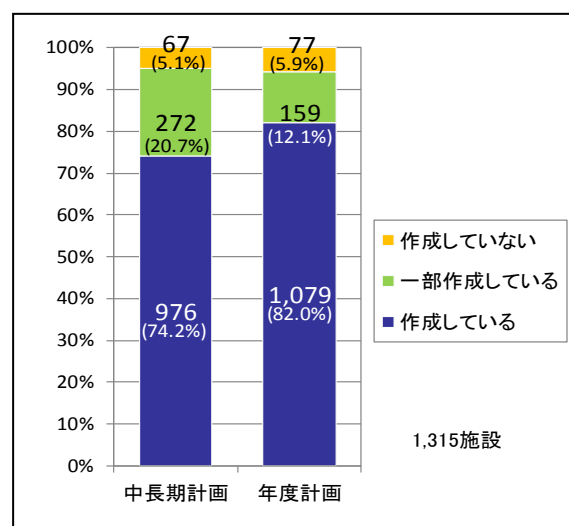


図-3 保全計画の作成

適切な保全を効果的に実施していただくために、すべての施設において保全計画が作成されることを目指していますが、中長期計画・年度保全計画ともに作成状況が目標の100%にあとわずかの状況です。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を掲載していますので、中長期保全計画が未作成の施設については、速やかな取組みをお願いします。

3. 点検及び確認結果の記録

点検及び確認結果の記録については、「作成していない」が、庁舎等^{*1}は平成28年度調査60施設(6.5%)から平成29年度調査68施設(7.7%)とほぼ横ばいでしたが、宿舍は平成28年度調査57施設(12.5%)から平成29年度調査20施設(4.6%)と大きく改善しました。

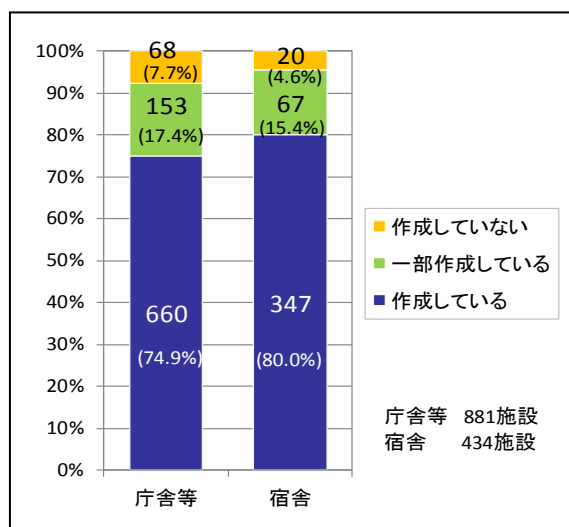


図-4 点検及び確認結果の記録

しかし、点検及び確認結果の記録の目標は100%となっておりますので、「作成していない」施設については、速やかな取組みをお願いします。

※1：庁舎等とは、宿舎を除いた庁舎とその他を合わせた施設を示します。

4. 修繕履歴の作成

修繕履歴の作成については、「作成していない」が庁舎等は平成28年度調査58施設(6.4%)から平成29年度調査56施設(6.4%)と横ばいでしたが、宿舎は平成28年度調査58施設(12.7%)から平成29年度調査25施設(5.7%)と大きく改善しています。しかし、修繕履歴の作成の目標は100%となっておりますので、「作成していない」施設については速やかな取組みをお願いします。より適切な保全を計画的に行うために、修繕履歴を確実に作成するようにしてください。

官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料のマニュアルに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)入力マニュアル(修繕履歴情報管理)」を掲載していますので、修繕履歴が未作成または一部作成の施設については、速やかな取組みをお願いします。

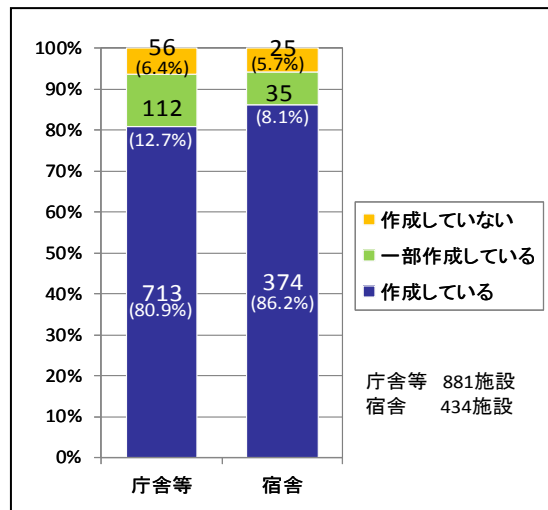


図-5 修繕履歴の作成

5. 保全実態調査における総評点について

保全実態調査では、保全状況に係る調査結果を100点(一部200点)満点で評価し、それらの値から、項目別の評点及びそれらの平均値による総評点を算出しています。

調査結果から総評点は毎年度向上傾向にあり、保全状況は大幅に改善されています。

しかし、前出の「①保全の体制、計画及び記録等」の各項目での取組みのほか、「②点検等の実施状況」の法定点検等の実施率をみると100%に達していない等の課題も残っています。

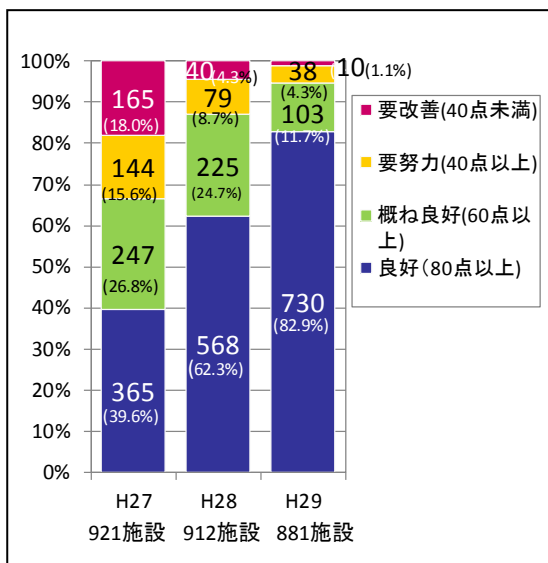


図-6 庁舎等の保全実態調査における総評点について

法定点検等の実施は、建築基準法等の関係法令で定められているものであり、点検等を確実に実施する必要があります。また、点検等により指摘がありましたら速やかに検討を行い、次年度には改善していただけるよう取組みをお願いします。

国家機関の建築物等には「点検」とは別に「保全の基準」に基づいて「支障のない状態の確認」を実施する必要があります。「確認」は実施者に求められる資格はありませんので、施設管理者が自ら実施することが可能です。確認が未実施の施設は、速やかに実施していただきますようお願いいたします。

最後に、施設保全担当の皆様には今回の調査結果を参考として、より一層の施設保全の推進に取組みいただきますよう、よろしく申し上げます。

(国家機関の建築物等の定期点検制度については「保全ニュースとうほく(営繕とうほく144号掲載分)」、建築基準法等に基づく法定点検の点検資格の取扱いについては「保全ニュースとうほく(営繕とうほく140号掲載分)」を参照ください。)

防災アシスト情報

震災伝承館(Earthquake Memorial Museum)

1. はじめに

東北地方整備局では、東日本大震災による被災経験や教訓を活かし、風化させずに伝承していくため、インターネットのホームページ上に、震災伝承館(Earthquake Memorial Museum)を開設し、震災の記録を残しています。

今回は、東北地方整備局が開設している震災伝承館について、ご紹介します。

震災伝承館の URL

<http://infra-archive311.jp/>



伝承館トップページ

2. 震災伝承館の内容

震災概要、写真、動画、年表、読みものに分類し、収蔵しています。特に写真については約1万点、動画類については9点収蔵されており、この写真、動画類については、転載依頼フォームから依頼していただく事で、二次利用可能となっています。

震災概要の中で紹介している項目について、更により深く知りたい場合は、「より知りたい人へ」をクリックしていただくことで、写真やデータに解説が付いたページを見ることが出来ます。

東日本大震災の風化が懸念される中、震災を伝承していくためにも、是非一度ご覧ください。



「より知りたい人へ」のページ

3. 風化させないために

2011年3月11日14時46分、東日本大震災は未曾有の被害を私たちにもたらしました。東北地方整備局は、発災と同時に「非常体制」に入りました。橋は落ち、道はがれきで埋もれ、太平洋沿岸の街は孤立しました。

震災からまもなく7年を過ぎようとしており、防災力向上のためにも、この出来事を伝承していく事が必要と考えています。

東日本大震災後、多くの機関で、被災した体験や被害の状況を記録に残しています。東北地方整備局営繕部では、震災の2年後に、管内の施設管理者を対象にアンケート調査を行いました。その時の、『地震当時の対応、施設の被害状況を記録等について何か残すことを考えていますか』という問いに対して、68.8%の施設で記録等を残すことを『実施』あるいは『検討中である』という回答でした。業務継続計画や防災対応の際の有益な資料ですので、記録等を残している施設では、もう一度見返してみてもいいかがでしょうか。

この時のアンケート調査の結果は、留意点と共に営繕とうほく 128 号と 129 号に掲載しています。

営繕とうほく 128 号の URL

<http://www1a.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/koho/et/et128.pdf>

営繕とうほく 129 号の URL

<http://www1a.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/koho/et/et129.pdf>

4. 終わりに

震災からの復興を願って、一昨年まで「東北六魂祭」が、各県持ち回りで行われておりました。昨年からは「東北絆まつり」として、新たなスタートをきり、6月に仙台市で開催されました。まつりの形でもこの出来事を伝承していくようです。

この伝承館も、東日本大震災による経験や教訓の記録として伝承され、防災力の向上に寄与することを期待しています。

なお、震災伝承館の写真、動画類は二次利用可能となっておりますのでご活用ください。

営繕とうほく編集室

〒980-8602

仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171 (代表)

ホームページアドレス

■東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>

■盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます